

東南アジア学会  
第 79 回研究大会  
発表要旨集

2008 年 6 月 7 日(土)、8 日(日)

大阪大学大学院人間科学研究科（吹田キャンパス）東館・本館  
（共催：大阪大学グローバルコラボレーションセンター）  
（協力：大阪大学人間科学研究科グローバル人間学専攻）

「中国雲南省徳宏地域におけるタイ族の上座仏教 — 在家信者中心の実践をめぐって」

小島敬裕（京都大学大学院アジア・  
アフリカ地域研究研究科）

発表要旨

東南アジア大陸部において広く信仰されている上座仏教は、同一のパーリ語聖典を保持し、出家主義、持戒主義をその特徴とする。こうした共通項を持ちながらも、各地における上座仏教は、その社会的経験の相違によって、多様な実践形態を見せている。それゆえ、実践される上座仏教の実相について明らかにするためには、個別地域における仏教を、經典の示す教理よりもむしろ、社会との関わりから明らかにしていく研究の蓄積が必要となる。

本発表は、徳宏タイ族・ジンポー族自治州の上座仏教と社会の関わりについて、1 年間のフィールドワークをもとに明らかにするものである。徳宏州は中緬国境地域に位置しており、中国という国家に編入されてはいるものの、東南アジアの周縁部とみなすこともできる地域である。住民の多数を占めるタイ族の信仰する上座仏教は、主としてビルマ方面から流入したため、その実践には上記のような東南アジア大陸部との共通性が見られる。一方で、僧侶数がきわめて少なく、在家信者を中心として仏教が実践される点は、他地域と大きく異なっている。このことは、徳宏と同様、文化大革命期に宗教の破壊を経験した西双版纳において、文革後は僧侶数が再び増加に転じていることと比較すると対照的である。では、なぜ徳宏においてこうした特徴が見られるのか。本発表では、この問題の考察を通じて、徳宏における在家社会と仏教の関わり方を明らかにしていく。徳宏においては、従来まで長期調査に基づく研究が少数にとどまっていたため、本発表では瑞麗市郊外の農村で行った定着調査で得られたデータに基づいて議論を展開する。

まず出家者の側の要因から考察する。中国政府発行の公文書が指摘するように、文革後の一人っ子政策や義務教育法の制定が、出家者数を抑制したことは確かである。しかし徳宏では文革前から、男子が一生に一度は出家すべきという規範が存在しなかったため、他地域と比較した場合、出家者が少数にとどまっていたことを、統計資料ならびに在家信者や僧侶への聞き取りから明らかにする。

また村落の側も、出家者の受け入れに対して積極的とは言えない。T 村で新住職を招請しない理由について聞き取りを行うと、「住職を常駐させるよりもむしろ、必要とされる儀礼の際のみ、他村から招けばよい」との返答を得られることが多い。そこで T 村での儀礼における活動の担い手と、その具体的な役割について調査を行った結果、儀礼において中心的な役割を果たしているのは、誦経能力にすぐれた在家信者の代表 (*ho lu*)、雨安居期間中の布薩日に戒律を守って寺籠りをする老人 (*xin laai*)、老人全体の代表者 (*sam ma thi*) らであり、僧侶が必要とされるのは、村の悪霊除祓儀礼 (*yaap maan*) などわずかなケースに限られていることが明らかになった。このように、村の儀礼は在家信者のみによって成立しうるため、僧侶は徳宏の仏教実践にとって必要不可欠な存在とは言えず、むしろ仏像や仏塔と在家信者の間の直接的な関係が徳宏の上座仏教の核心をなしていることを示す。徳宏の事例は、サンガと在家信者を、いわば相互依存関係にあるとしてきた東南アジア仏教徒社会のモデルには当てはまらないが、これを研究者の想定するモデルから逸脱するものととらえるより、むしろ事例からモデルそのものを再考することを目指す。

「東北タイにおけるサラパン仏教讃歌の成立と普及  
— 近代仏教の地方での展開」

加藤眞理子（京都大学大学院アジア・  
アフリカ地域研究研究科）

発表要旨

本発表では、東北タイ一農村において 2000 年から 2005 年にかけて実施した定着調査にもとづき、サラパンの成立と展開を、東北タイの地域史から検討する。

サラパンは、抑揚のある仏教の朗経形式と地元の民謡が融合した節回しに、タイ語の詞がついた仏教讃歌である。東北タイの寺院で行われる儀礼や地方行政機関が行う文化イベントのなかで女性によって謡われている。謡い手や教え手にとってサラパンを謡うことは、自己発現の手段であると同時に、仏教実践として積徳の意味をもっている。

先行研究では、サラパンは村落寺院において歌われる東北タイの民謡、または仏教の朗経起源の節回しの一つとして定義され、歌詞の内容から主に村落社会の規範や仏教的道徳を伝える口承文化として描かれている。一方で、サラパンの歴史的な変遷に着目した研究はなく、単に昔から東北タイで継承されてきた仏教起源の伝統文化として捉えられてきた。

しかし現地で行った聞き取りや資料からサラパンの成立と村落への普及を再構成してみると、サラパンは 20 世紀初頭に進められた近代タイ仏教が地方に普及する過程で、在家信者のための仏教教育の一環として始まったことが明らかになった。バンコクで教理学習を修めた東北タイ出身の僧侶が、在家信者に平易なことばで仏教に関係する詞を書き、在家女性に教えたところ、その謡いを聞くために村人たちが寺院に集まったという。1902 年に国家が仏教僧侶の組織のあり方を規定するサンガ（僧団）法が成立された後、バンコクを中心とした仏教サンガの位階的組織化や全国的な教法試験制度の確立を通して、仏教の標準化が進行した。しかしすべての地域において標準化された近代仏教が均質的に広がったわけではなく、僧侶の意思や資質によるところが大きいことを考慮すると、その過程で一部の僧侶が在家信者を寺院に惹き付けるために、サラパンを教えたことが容易に推測できる。

本発表では、サラパンが調査村へ普及する経緯とその背景を跡づけ、20 世紀以降の国家が統制する近代的な仏教の展開のもとでのサラパンの成立過程を明らかにする。そして国家の政策や制度が目指したものと異なる、地域の僧侶や住民の対応が生み出す仏教実践の動態について考察する。

最後にサラパンのような声の仏教実践に着目することによって、上座仏教研究における新たな視座を示すとともに、仏教実践の地域的展開を比較する可能性についても言及したい。

「ビルマにおけるトランスジェンダー霊媒の増加に関する一考察」

飯國有佳子（国立民族学博物館外来研究員）

発表要旨

従来のビルマの宗教に関する先行研究では、ナッグドー（精霊の妻）と呼ばれる職業的霊媒になるのは女性、なかでも閉経した年配女性であるとされてきた。ところが近年、その主たる担い手として、メインマシャーあるいはアチャウツと呼ばれるトランスジェンダーの男性が顕在化している。本報告では、男性トランスジェンダーの職業的霊媒が増加した背景について考察を加えることを目的としているが、その前提としてまず、上記のような職業的霊媒の担い手に見られる変容以外に、いかなる変化が生じているのかを先行研究との比較から明らかにする。

まず、職業的霊媒となる動機に着目すると、職業的霊媒になる理由は、精霊に見初められたことによって生じる身体的・精神的苦痛を解消するためであり、それは決して自らの意思に基づく訳ではないとされてきた。一方、トランスジェンダーの霊媒は、自らの趣味趣向に基づいて、主体的に霊媒という生き方を選択していると主張していた。次に、霊媒になるための儀礼を見てみると、その内容に大幅な変化はないものの、儀礼自体が精霊との結婚式と捉えられなくなっていることが分かった。最後に、ガウンズエと呼ばれる守護霊と霊媒との関係に注目すると、これまで霊媒となるには結婚の実施が不可欠であるとされていたが、調査からは、キョウダイや親子など配偶者以外の関係性が一般化しており、精霊と結婚しない霊媒が増えていること、また霊媒との結婚が可能とされる精霊の数が減少していることが明らかとなった。

このように職業的霊媒に対する聞き取りからは、従来の研究とは異なる状況が見えてきたが、なかでも、男性霊媒が唯一結婚できる精霊とされてきたある女の精霊の神話に、興味深い違いが見られた。マグエダウンというその精霊の神話にはいくつかのバージョンがあるが、文献に記されたいずれの神話にも、彼女とトランスジェンダーとの関連を指摘するものはない。ところが、聞き取りからは、トランスジェンダーとしての生は、マグエダウンに出会い、呪いをかけられた結果であるという解釈が一般的になっていることが分かった。つまり、トランスジェンダーであることは、すなわち既に精霊からの寵愛を受けていることを意味しているのである。ここからマグエダウンの神話は、トランスジェンダーの人々が身体的・精神的苦悩というかたちで示される精霊の招命によってではなく、主体的に霊媒という生き方を選択することを正当化するものとなっているといえる。

男性トランスジェンダーの職業的霊媒が増える背景には、他にも経済状況の変化や霊媒をめぐる政策の変化、情報のグローバル化といった様々な要因が存在すると考えられる。こうした要因が複合的に絡み合う中、マグエダウンの神話に見られる新たな解釈も、トランスジェンダーの職業的霊媒の増加を下支えする 1 つの内的要因として、注視されるべきものといえるだろう。

「マレーシアにおけるムスリム・クリスチャン関係史  
— マレー語聖書とマレー語版キリスト教文献を焦点に」

綱島（三宅）郁子（マレーシア研究者）

発表要旨

現代のイスラーム復興期において、また、2001 年の 9.11 同時多発テロを契機とする一連の世界的動向を背景として、特にキリスト教側にとっての現実的かつ緊急の課題は、よりよいムスリム・クリスチャン関係の構築である。そのためには、ムスリムとの対話を具体的に試みた 9 世紀の中東クリスチャン護教家の文献をはじめとして、19 世紀から 20 世紀に活発化した西欧キリスト教宣教師などによるイスラーム研究とムスリム向けのキリスト教護教論などを踏まえた上で、不幸な歴史的対立や緊張関係を克服する努力が望まれる。

しかしながら、昨今の世界的潮流を概観すると、非ムスリムに対してはイスラームへの理解と‘寛容’が要請される一方で、ムスリムによるキリスト教理解は、その教義上、聖典であるクルアーンが絶対無謬とされ、イスラーム棄教が極めて困難である現状から、一般には、クルアーンが容認する範囲内での対応に留まる傾向にある。

マレーシア領域でのキリスト教とイスラームとの接触は、7 世紀頃のネストリウス派やアルメニア派の貿易による一時経由とサラワク州の事例を除き、宗教史的見地からは逆行している。ムスリムにとっては、16 世紀以降の圧倒的軍事力によるポルトガルのマラッカ占領及び交易競争などを端緒として、オランダや英国の植民地支配と結託した西欧帝国主義的なキリスト教だと認識されているようである。それは必ずしも実情を反映しておらず、相互理解を基盤とした共存とは言えなかった。

19 世紀のキリスト教世界大宣教時代には、植民地支配に乗ずる形で、ムスリム文献に現れるキリスト教の誤解や憎悪や敵対心などを払拭し、ムスリムをキリスト教化する目的で、欧米宣教師を中心に、各地のイスラーム言語による文書活動が行われた。マレー半島においても、英国植民地政府が 1874 年のパンコール協定で間接的に阻止したものの、聖書や祈祷書のマレー語翻訳作業などは、限定付きで形跡が残っている。残念ながら、マレー人伝道を志す宣教師の不足と当時のマレー人の文盲率の高さなどから、翻訳配布した文書が燃やされるなど、多くは不毛な結果に終わった。その一方で、先住民族やババ・ニョニャの間では、マレー語を経由して、キリスト教がある程度受容されたのである。

このように、マレーシアのムスリム・クリスチャン関係は、宗教議論に加え、マレー人と非マレー人の民族問題とも密接に対応している。また、1969 年 5 月 13 日の民族衝突事件に象徴されるごとく、宗教と民族と言語は敏感問題だと言われている。1980 年以降は、少数派のキリスト教共同体にとって、単純かつ同種の問題が間歇循環的に発生し、国語であるマレー語聖書翻訳や教会におけるマレー語使用とその発展にも弊害をもたらしている。

本発表では、1957 年のマレーシア独立以降、現在に至るまでの、キリスト教側から見たマレー語使用の諸問題に焦点を当て、個々の事例を整理し、分析を加える。

「移民による宗教の創出 — マレーシアにおける徳教の事例」

黄蘊（北陸大学）

発表要旨

本発表は、移民による宗教の創出という視点からマレーシアの華人教団徳教の生成と展開を捉えることを目的とする。徳教は、1939 年に中国の潮州地方に誕生した扶鸞（フラン）という託宣を中心活動とする宗教慈善結社であり、戦後潮州系商人によって、マレーシアなど東南アジアの華人社会に伝播し、以来教団的展開を続けてきた。

多くの伝統的華人民間教派に対し、徳教は、移民社会の状況に即応した教団的展開を繰り広げ、勢力を拡大することに成功したのが対照的だった。具体的に徳教団体ではこれまで、扶鸞や各種の世俗的サービスを提供することで人々のニーズに密着し、組織的拡大を実現してきた。徳教の教団的拡大の背後に、潮州系をはじめとする商人階層の信仰を介したコミュニティ内の結合志向、華人コミュニティ内部における自身の活動舞台の確保、そして伝統文化への回帰の志向性といった要素があげられる。その一方、徳教には完全なる教化体制が確立されておらず、極めて宗教色の薄い教団スタイルができあがった。その教団体制の形成に至っては、移民社会の特殊な社会環境や徳教の主な担い手である商人層の性格が大きく関わっている。

本発表は、徳教を育んだ移民社会の特性、または潮州系を中心とする商人層の経験世界に焦点をあて、分析を行なう。そうすることによって、移民による宗教創出の文脈、その具体的な過程を明らかにすることをめざす。

まず、宗教と社会とのかかわりという観点から、徳教の生成と展開をめぐる社会的文脈を明らかにしたい。具体的にマレーシアにおける華人コミュニティの様相、内部の重層性、多様性や、その全体社会との相互交渉を明らかにした上、華人コミュニティにおけるこれまでの徳教展開の道筋を描き出す。そうした作業を通して、華人コミュニティにおける徳教存在の位相、その背後にある社会状況を明らかにしたい。

つぎに、徳教の担い手の社会的属性、彼らの実践、経験世界に注目し、その実像を紡ぎだす。徳教の中心的メンバーとなるのは、中小企業の経営者である。彼らの多くは、ビジネスで富を得た後、自身の社会参加の場として徳教団体を選び、そこでの慈善事業の展開を通して、社会的名誉と地位を得ようとする。徳教の展開は、こうした商人階層の精神的志向性、現実的需要と深くかかわりながらなされたものである。本発表は、こうした過程に注目し、ローカル社会での移民による宗教「創出」のプロセスを提示する。

「港市国家ポンティアナックの成立と近世後期東南アジア海域世界

富田暁（大阪大学文学研究科博士後期課程）

発表要旨

本発表では、1771 年に西ボルネオ（現在の西カリマンタン州）に誕生した、港市国家ポンティアナックの成立について考察し、それらが、「華人の世紀」、「ブギスの世紀」、そしてハド라마ウト地方出身のアラブ人の到来が活発化していく、近世後期東南アジア海域世界の動向と密接に関連していたことを示す。主な史料としては、*Tuhfat al-Nafis* や *TBG* や *VBG* といった刊行雑誌を使用する。

18 世紀の西ボルネオには、マレー人またはブギス人が支配者層である港市国家が、海岸沿いや内陸部の河川上に多数存在し、それらの中にはジョホール・リアウと縁戚関係にあるものもあった。ポンティアナックの創立者となるアブドゥルラフマーンは、父譲りの地位（西ボルネオで、サイイドとしての血筋とイスラームの知識によって得た地位と敬意、支配者層との縁戚関係）を元に、そして自身の「海賊活動」によって更に勢力を拡大した。しかしその後、現地支配者層との軋轢によって、1771 年に自身が支配者である港市国家ポンティアナックを建国した。西ボルネオを東西に貫くカプアス河口に位置するポンティアナックは、内陸に位置する蘭芳公司や他の港市国家と外海に広がる海域世界とを繋ぐ立地上の利点を生かし、成立して間もなく交易で栄える様になった。

しかし、周辺に競合する港市国家が多数存在する中で、新興国家であるポンティアナックには支配者である自分自身の地位も含めて、その保護と発展を支援してくれる保護者の存在が必要であった。ポンティアナックの成立初期に最初にその役割を果たしたのは、縁戚関係を持ち、周辺港市国家との争いの際やスルタンへの就任の際などには重要な役割を果たしたジョホール・リアウであり、それとの関係はポンティアナックに大きな影響力を果たした。こうしたことを鑑みると、当時ポンティアナックは歴史的ムラユ世界の一員であったと言える。また、ジョホール・リアウの後にはオランダやイギリスが保護者の役割を果たした。更にはシアクとも関係を結ぶなど、外交関係はポンティアナックの一大問題であった。

王権について注目してみると、東南アジア諸国では「交易の時代」に交易の発展が富の集積をもたらし、王権強化・集権化に繋がる事例が見られたが、17 世紀後半のジョホールの例の様に、ポンティアナックでは交易の発展が王権強化・集権化に繋がらなかった。これは、建国時に住民と結んだアブドゥルラフマーンの地位と権限を制約する「契約」が根底にあり、都市や交易発展の呼び水として散財した結果として有力な商人集団に負った多額の負債が彼らからの関税徴収を困難にし、結果的に交易の繁栄が収入に結びつかないことがあったことなども、富の集積、王権強化・集権化を阻害する一因となった。

ポンティアナックの成立は、当時の東南アジア海域世界の動向やそれを特徴付ける諸要素が組み合わさって現出した一つの形であり、単なる一地域の一事例と言うだけに留まらず、広く当時の東南アジア海域世界のあり方、港市国家、王権、交易などを考える際の興味深い事例を示していると考えられる。

「交易の時代」の大陸東南アジア北部山間高地  
— シャン諸勢力のイラワジ平野侵出を中心に—

桐ヶ谷賢一（上智大学大学院博士課程満期退学）

発表要旨

「交易の時代」の主唱者である A. リードはその著書の中で各国史の集大成ではない東南アジアの「全体史」を描こうと試みた。その試みはしかし彼自身認めるように海域世界中心の叙述であり、その中では「大陸北部の高地民は沿岸部及び中央平野のタイ人との文化的近似性にもかかわらず、重要な役割を演じない」。本発表はリードの「全体史」から抜け落ちた「部分史」の提示を目的とする。

従来の東南アジア史研究ではシャンの歴史は殆ど顧みられなかった。多大な影響を及ぼしたビルマ史におけるシャンの役割はビルマ語史料からの一方的で二次的な考察に終始し、その評価や理解の深化は見られず、彼らの故地である北部高地の政治変動と「交易の時代」の関係も論じられたことはない。結果として「交易の時代」只中に起こった 1527 年の北部シャン勢力とイラワジ中流勢力同盟軍によるアバ陥落は、通常の歴史記述ではその時代背景や文脈から切り離され事実のみが報告されるだけで、この時代のシャンのイメージは山間部の野蛮な略奪者・篡奪者といったものから脱し得ない。

しかし遠くヨーロッパやアラブ世界からの商人をビルマの海港に引き寄せたルビーその他奢侈品森林生産物の供給地であったシャン世界が、「交易の時代」から無関係でいられるはずはない。「交易の時代」は、ルビーの主産地であるムンミットや、イラワジ河川通運と中国交易路の結節点であるバモー等の諸シャン国家の興隆に大きな影響を与え、それら諸国家の「中華」離れを促し、ベンガル湾・インド洋交易への関心を引き起こしたのである。交易品の供給地であったシャン勢力が、市場及び運輸網の自らの支配を通じて海上貿易への参入を目論んだ結果がアバの陥落であり、その数十年後に行われたタウングー朝のシャン高地平定は、喧伝されるような野蛮なシャン世界への仏教の布教を主目的とするものでなく、海域勢力が主要輸出品の産地支配を目指した動きと解釈出来よう。

本発表では漢籍、同時代欧州人渡航記録、ビルマ語、タイ語の史料を基に、これまで学術的な利用がほとんどなされてこなかったシャン語史料にも一部拠って、「交易の時代」のシャン諸勢力の動向を多角的に検証し、東南アジアの周縁である北部山間高地から見た「交易の時代」像を提示する。あわせて近年急速に見直しが進むビルマ史における「民族抗争」パラダイムについても、交易を巡る諸集団間の利権争いという観点から若干の言及を行いたい。



「20 世紀、東北タイのコメ生産はどのように変容したか  
— 情報学的手法を用いた解明の試み」

星川圭介（京都大学地域研究統合情報センター）

発表要旨

20 世紀、東北タイの水田面積は約 10 倍に増加し、地域総面積の 4 割近くを占めるに至った。その急激な変化の間、水田の立地条件や稲作技術、さらに現地の人々の生存戦略が大きく変化したことは想像に難くない。現在の東北タイは天水稲作地域として知られる。主食であるコメの生産量は降水量に応じて年々大きく変動し、収量はタイの他の地域と比較して明らかに低い。人々は豊作年の余剰米を備蓄し不作年に回すなどの生存戦略を取っている。こうした状況はいつ頃東北タイにもたらされたのであろうか。

統計資料によれば、水田の急拡大が始まる 1930 年代から 40 年代にかけて東北タイにおけるコメの収量は急激な落ち込みを見せ、1950 年代に停滞する。これは、ほぼ自然状態のままで安定した生産を行える窪地などから、丘陵など水供給の面で条件の劣る土地にまで水田が拡大したことによるものであろう。しかしそれ以降、水田の急拡大は続いているにもかかわらず収量は増加傾向に転ずるのである。この現象はまず、丘陵などでも開墾後に整地や畔の補強などの土地改良を継続的に行うことによって立地上の不利をある程度克服することが可能だったことを示唆する。さらにそれに加え、好条件地と条件不利地の開墾が同時進行したことによる、いわば中和作用により水田拡大の影響が緩和されてきたことも考えられる。こうした同時進行が実際に存在したことは聞き取り調査などから既に明らかになっている。東北タイの人々は水田適地を求めて移住することで生活領域を広げてきたが、移動距離等様々な制約により、必ずしもそれぞれの時代の最適地が選択されるわけではない。

この他、タイ政府調査報告書からは、水田面積がまだ非常に限られていた 1910 年代当時、一部地域ではほとんどの水田が灌漑され安定した稲作が行われていた一方で、コメの収量が降水量に応じて年々 2 - 3 倍の振れ幅で変動するという状況もかなり一般的に存在するなど、稲作の技術体系や稲作に対する考え方、そしてその後の変容過程に地域差が大きかったことが伺える。

こうしたコメ生産変容過程の実態を明らかにするためには村落レベルの細かい調査・分析が不可欠である。変容過程に地域差が大きいことから調査・分析を東北タイ全域にわたって展開しなければ東北タイの変容過程を解明したことにならないというジレンマもある。本研究では情報学的手法を用いることによりそうした課題の解決を図る。コメ生産に関する村落レベルの情報を聞き取り調査や政府農村調査報告書の記述の分析により収集し、それらの地点情報を土地利用・地形分析結果といった東北タイ全域を網羅する面的情報と統合することによって、20 世紀の東北タイにおけるコメ生産変容過程の実態解明を試みるものである。

「ラーマーヤナ・バレエの芸術史的意義」

富岡三智（大阪市立大学  
大学院文学研究科）

発表要旨

ラーマーヤナ・バレエは、ジャワ島中部のプランバナシ寺院の野外舞台で 1961 年に創始され現在まで続いている観光舞踊劇である。従来の観光学や民族芸術学的アプローチでは、歴史検証をふまえた議論が十分に行われてこなかった。本発表ではまずラーマーヤナ・バレエ初演時の企画制作に関するデータを明らかにし、その後の芸術史においてどのような意義を持つに至ったのかを考察したい。

ラーマーヤナ・バレエは、スラカルタ宮廷パク・ブウォノ X 世の王子である観光運輸郵政大臣ジャティクスモと、インドネシア初のコンセルバトリ（現・芸術高校）校長スルヨハミジョヨの兄弟、さらにその義兄弟になるパク・アラム王家当主らによるプロジェクトであり、振付家のクスマケソウォを始め、両宮廷の芸術家やコンセルバトリ関係者らがその威信をかけて創作に当たった。セリフを使わず、途切れなく続く歌と音楽（ブダヤン）にのせてドラマを語る手法は宮廷舞踊ブドヨに通じる手法だが、宮廷外ではまだ知られておらず、新形式としてスンドラタリと命名された。このようにラーマーヤナ・バレエは宮廷舞踊の伝統が生み出した芸術である。

大人数を動員するラーマーヤナ・バレエの成功は、コンセルバトリの教育と人材供給によって可能となった。スラカルタでの事例がモデルとなって、1960 年代に芸術学校の設置+学校を拠点としたスンドラタリ制作が全国に広まり、その成果が 1970 年の全国ラーマーヤナ・フェスティバル、翌年の国際ラーマーヤナ・フェスティバルのインドネシア開催に結実した。インドネシアは独立後から地域舞踊の集合をもってナショナル・アイデンティティである多様性を表現してきたが、これらのフェスティバル開催によって、初めてインドネシア国民が共有する歴史物語＝統一性を表現できるようになった。このように、ラーマーヤナ・バレエは国民国家制度の確立によって発展してきた近代舞踊だと言える。

1970 年、クスマケソウォのラーマーヤナ・バレエ振付が、特に西洋舞台芸術の視点から、旧様式だと批判された。その批判は同時に、1969 年に上演されたインドネシア初の現代舞踊「サムギタ」公演を肯定しているが、その振付家サルドノは実はラーマーヤナ・バレエの初演舞踊家であった。この現代舞踊作品はスラカルタの保守的な人々の大抵抗にあう。西洋において古典バレエを否定してモダン・ダンスが生まれたように、インドネシアでもラーマーヤナ・バレエを否定して現代舞踊が生まれ、その流れがその後のインドネシア舞踊の主流になってゆく。つまり、ここにおいてラーマーヤナ・バレエは逆説的に真に正統な「インドネシアの古典」舞踊となったのである。

このように、初演を生み出した状況から考察すれば、ラーマーヤナ・バレエは観光予算の枠を利用して生み出された新ジャンルの芸術なのである。だからこそ、そのスンドラタリという新手法は定着し、現在のインドネシアを代表する舞踊家らを輩出し、その後のインドネシア政府の芸術政策を方向づけた。観光舞踊としてのみラーマーヤナ・バレエを取り上げることは、ラーマーヤナ・バレエが持っている芸術性や歴史性を見ないことになる。

「ジャワ社会におけるトラ-*trah* の形成と役割  
— 伝統バティック産業地域の経済活動変遷の事例より」

川村千代（京都大学大学院アジア・  
アフリカ地域研究研究科）

発表要旨

トラ-*trah* は現代ジャワ語で子孫・血統・家系などの意味を持つ語句であるが、近年のジャワ社会ではトラと呼ばれる集団が確認されるようになった。トラは親族的つながりを持つ集団で、共通の祖先を頂点に意識的に組織される社会集団である。トラ形成の起源は王族にある。王宮の影響が強いジョグジャカルタでは今日、一般人の間で数多くのトラが確認でき、トラが社会集団の呼称のひとつとして既に浸透している。

ジョグジャカルタ都市部の A 地域はホテルが軒を連ね、その間を縫うように飲食店や土産物屋があり、国内外からの観光客が絶えない。そのような現在の光景からは想像できないが、もともとは王宮兵士の居住地に定められていた地域で、19 世紀末に兼業としてはじめられたバティック業が発展し、ジャワの第 1 次バティックブームといわれる 1910～20 年代にはジョグジャカルタ有数のバティック産地に数えられた。その後、伝統的なバティック産地が相次いで衰退していくなか、A 地域では 1950 年代にバティック業が再興した。主要な経済活動の変遷に基づいて、1950 年以降の A 地域史は①バティック産業最盛期（1950 年代）、②バティック産業衰退期（1960 年代以降）、③経済活動の過渡期（1960～1970 年代：②のバティック産業衰退期と同時に発生し、そのプロセスと同時に進行）、④観光産業発展期（1970～1990 年代）に時代区分することができる。

A 地域には 19 世紀末に同地で最初にバティック業を始めたと言い伝えられる祖先を頂点にするトラを中心に、5 つのトラが存在する。その 5 つのトラの主要家族の経済活動の変遷には共通点がみられる。すなわち彼ら、あるいは彼らの祖先はバティック業者で、今日はホテル業を営んでいる。彼らは代々、A 地域経済活動の中心的役割を果たしてきた。A 地域の 5 つのトラは、バティック業のネットワークと親族間の婚姻関係を通じて、ジョグジャカルタ以外の地域にもメンバーを増やしてきた。特にスラカルタ地方のバティック業者や元バティック業者とは今日まで深いつながりを持っている。メンバーの中には、新たなトラの設立を計画する者もいる。

A 地域の事例からは、生得的な血縁関係や婚姻の他に、経済活動の発展とともに拡大するトラの存在と役割を指摘することができる。それを通じ、より一般的には、ジャワ社会における集団形成の推移を指摘し、新たな枠組みを提示できると考えられる。

「マレーシアにおける結社の自由の制限と協議的政治過程  
— 1981 年・1983 年修正結社法をめぐる政治過程」

鈴木絢女（日本学術振興会特別研究員）

発表要旨

1990 年代以降、市民社会における結社活動が民主主義の成功や安定に対して持ちうるインパクトに関する研究が蓄積されたことに加えて、世界各地での体制移行において結社の果たした役割が注目されたことから、近年、アジア諸国についても、市民社会という分析枠組みを用いた政治研究が進んでいる。その中で、非民主的政治体制における市民社会が国家によって操作・制限される一方で、市民社会の結社が政策や政治体制に対して大きな影響力を持つようになってきているという、一見矛盾する特徴が明らかにされてきた。

本研究が対象とするマレーシアの国家と結社の関係についても、対立的側面と協調的側面が共存することが指摘されてきた。実際、同国の結社活動は立法や行政行為によって規律・制限されているが、他方で、1980 年代以降、結社が、国家に対する代替イデオロギーを提示して対抗勢力を形成する事例や、既存の政治制度の中で政策決定へのインプットや政策実施の監視といった補完的役割を果たす事例が散見される。

それでは、なぜマレーシアにおいて以上のような国家と市民社会の結社との関係が生じ、かつ、持続しているのか。この問いに答えるために、本研究は、国会議事録と新聞報道を主たる資料として、結社活動の規律・制限を目的とした 1981 年・1983 年修正結社法をめぐる政治過程と、同法の運用を検討する。

同法の直接的契機は、イスラーム回帰運動や自由民主主義思想の世界規模での普及に影響を受けた自発的な結社の組織化・政治化である。市民社会の結社という新しい主体を、治安への脅威、議会制度への挑戦とみなした政府と与党は、政治活動を行う権利を有する結社を限定することと、結社に対する監視・介入権限を政府に付与することを主たる目的とする立法を行った（1981 年修正結社法）。これに対して、自身の政治的利益表明機会を保障しようとする結社は、多元的政治過程の創出や結社の自由の保障を目標として、協同の反対運動を行った。

1981 年立法への反対運動の広がりを受けて、政府は、与野党に加えて、市民社会の結社と、直接・間接的協議を行った。協議を経て共通了解として成立した 1983 年修正結社法は、結社に対する政府の監視・介入権限の内容を明確化する一方で、すべての結社による政治活動を認めるものであり、この後、反対運動は終息した。

同法の運用に関しては、濫用が稀であり、同法の規定が政府をも拘束していることが指摘できる。換言すれば、同法は、結社活動に一定の枠をはめるだけでなく、結社が同法に従う限り、政府による恣意的介入はむしろ起こりにくいという状況を作り出している。

以上より本研究は、市民社会における結社活動が活発化した 1980 年代初頭に、政府、与野党のみならず、市民社会の結社をも含めた協議によって、結社の政治参加に関するルールが形成され、これが今日にいたるまで、政府も含めたすべての主体を拘束しているために、前述のような国家・結社関係が成立、持続していると結論する。

「表象される人びと／されない人びと

— 世界遺産グヌン・ムル国立公園をめぐるブラワンとプナンの関係誌」

佐久間香子（北海道大学大学院  
文学研究科博士後期課程）

発表要旨

本報告では、東マレーシア・サラワク州北部のバラム河上流域に位置するグヌン・ムル国立公園とその周辺のブラワンとプナンの居住地（定住地）におけるインタビューと参与観察をとおして得られたデータをもとに、（1）国立公園、そして世界遺産になることによってこれまで熱帯雨林の自然資源を利用して生活してきた異なる民族間の関係がどのように変容してきたか、（2）その変容過程における「外部」からの表象の差異に注目して考察することをとおして、こんにちの熱帯雨林の生物多様性保全に向けた自然資源管理というグローバルな課題と先住民族の他者表象の問題とが不可分に関係しているということを論じる。

国立公園設置以前においてブラワンとプナンの間には、林産物の交易や労働の交換などの密接な社会関係が築かれていたが、現在は土地に対する慣習権や「真正な住人」であることをめぐって緊張関係にある。このような状況を本報告では、ブラワン社会に注目して検討していく。

プナンは、現在の国立公園も含んだ広域な範囲で狩猟採集を主な生業として遊動生活をしてきた人びとであると同時に、「戦う先住民族」として世界に広く知られた存在でもある。80 年代後半以降に活発におこなわれるようになった伐採道路の封鎖などの抗議行動をとおして、自分たちの生活する熱帯雨林を破壊する商業伐採に反対・抵抗してきたプナンは「自然保護運動／反開発のシンボル」としてインターネットや各種メディアをとおして世界に広く知られることとなった。それゆえ、世界の環境保護活動家や NGO、研究者たちからだけでなく、ツーリスト向けのガイドブック等においても「グヌン・ムル国立公園の真正な先住民族」として描かれてきた。またその一方で、州政府による定住政策に加えて国立公園開発のために現在の定住地に住まうことになった。他方のブラワンも国立公園の登場を機に大きな生活の変化を経験した人びとでありながら、これまでこの地域の先住民族としてはほとんど関心の払われることのなかった、あるいはプナンの土地の侵略者とみなされてきた人びとである。ブラワンに関する研究はこれまで十分にされてきたとはいえず、これまで彼（女）らがグヌン・ムル国立公園とその周辺の森林をどのように利用し、またプナンなどの近隣諸民族と社会・文化的にどのような関係を築いていたのかということは明らかにされてこなかった。

遊動狩猟採集民である／あったプナンが森林開発のなかで周縁化されていったのは事実である。しかしながらグヌン・ムル国立公園の事例のように、複数の民族が重複した森林空間を異なる生活様式で利用することによって成り立っていた社会において、プナンのみに外部社会からの関心が集中することにより、もう一方のブラワンはプナンとは別のロジックで開発から取り残され周縁化されてきたのである。

「インドネシアの中国系住民と国籍証明書 (SBKRI)  
— ポストスハルト期の華人の権利回復の過程、成果、課題」

松村智雄 (東京大学大学院生)

発表要旨

インドネシアの中国系住民は、スハルト体制期 (1966-1998 年) においては、彼らの「中国性」を公的な場で表現する自由を奪われていた。ところが、スハルト退陣後、この状況は大きく変わった。一種の「華人・中国文化再興」がそれである。その中で、特に重要な論争点となり、華人の権利回復のメルクマールとされたのが国籍証明書 (Surat Bukti Kewarganegaraan Republik Indonesia: SBKRI) を廃止するか否かという問題であった。本発表では、まず、この SBKRI というシステムの起源と歴史を簡単に振り返った上で、ポストスハルト期に、政治の渦の中に投げ込まれた SBKRI と、それに関わる華人団体、政府の思惑の交錯を中心的に描き、終わりにその帰結としての 2006 年新国籍法制定、さらに華人の権利回復の過程の社会的インパクトについても触れる。

1955 年のバンドン会議での中国、インドネシア両国の取り決めに基づいて、1958 年国籍法の施行過程で中国系住民は 1960 年から 62 年の間にインドネシア国籍か中国籍かの選択を迫られた。この時インドネシア国籍を選択した者に対して SBKRI が発行された。以後彼らは、学校への入学、婚姻登録、子供の出生登録の際に役所で SBKRI の提出を要求された。

ポストスハルト期に入ると、SBKRI は華人差別のシンボルと認識され、選挙戦では華人票獲得のためのアピールとして各政党は競ってこのシステムの廃止を公約に掲げた。また、それまで封じられていた「華人」自身の言論活動が盛んになる。彼らの目に SBKRI はどのように映っていたのか。本発表で取り上げるシネルギーインドネシア誌は、インドネシア語で書かれた華人問題を扱うメディアとしては出色のものである。同誌編集局自ら、華人の権利回復と共に、諸エスニックグループ間の平等という視点から、SBKRI 廃止運動に積極的に関わっている側面を持つが、その記事の論調から幾つかの特徴ある現実認識が読み取れる。以下の 4 点を挙げておく。①現在のインドネシアで「華人であること」に意味を見出す。②スカルノ時代の理想化。③華人に不公正な官僚気質を非難。④「華人」であり「インドネシア人」であることに同等の意味を付与する。また、中国正月時の挨拶などに表れるユドヨノ現大統領の見解はシネルギーインドネシア誌の現実認識と重なるものである。大統領自身が公的な場で華人差別の実態を強調し改善を約束する事実は、(その発言の聞き手たる) 華人活動家の中で広くその現状認識が共有されていることを反映している。このような認識が華人活動家、政権側に共有され、2006 年新国籍法制定に結び付いた。ここにおいて、SBKRI は法律上廃止されたのである。

また、SBKRI 問題は信教の自由も含む、華人の権利回復という文脈で議論されてきたが、これは、国家に認知されないジャワの神秘主義の団体などが、華人に信者の多い儒教が国家に奨励されているのを見て、それと同様の権利を国家に対して主張するという新たな問題を引き起こした。これに関しては、別の機会に改めて発表する予定である。

「カンボジア人民党の特質とその変容に関する基礎的検討」

山田裕史（上智大学アジア文化研究所

特別研究員）

発表要旨

本発表の目的は、1979 年からカンボジアの政権の座にある「カンボジア人民党」の特質（組織構造、中央・地方における人事、国家や社会との関係など）の検討を通じて、民主的制度の導入によって政治制度が大きく変化した 1990 年代以降、同党が新たな権威主義的統治を確立する過程でいかなる変容を遂げたのかを明らかにすることにある。

1979 年に民主カンプチア政権（ポル・ポト政権）から政権を奪取した人民党は、ポル・ポト派をはじめとする反政府武装勢力 3 派との内戦を遂行する一方で、党が国家機構を一元的に指導する「党国家」（party-state）の建設を進めた。1990 年代初頭、人民党はパリ和平協定にもとづき国連管理下で実施された制憲議会選挙でフンシンペック党の後塵を拝したが、同党に連立政権の樹立を迫り、政権の座にとどまることに成功した。

人民党は 1997 年 7 月のフンシンペック党との武力衝突で実権を掌握すると、自らの勝利を確実にする選挙制度の構築に着手した。1998 年国民議会選挙以降、人民党はさまざまな選挙操作を通じて第 1 党の座を維持している。さらに、2006 年 3 月には、内閣信任に必要な議員数を総議員数の 3 分の 2 から過半数に削減する憲法改正を行ない、人民党単独内閣の樹立への道を開くとともに、主要国家機構の要職をほぼ独占するにいたった。

それでは、民主的制度の導入後に新たな権威主義的統治を確立する過程において、人民党はいかなる変容を遂げたのか。先行研究の大半は 1980 年代末までの人民党を分析対象としており、1990 年代以降の人民党の特質とその変容を実証的に検討した研究はほとんど不在である。

こうした研究状況を踏まえて、本発表では、人民党が 1990 年代初頭にマルクス・レーニン主義を指導原理とするエリート前衛主義政党から、自由民主主義を標榜する大衆政党への転身を図る一方で、民主集中制にもとづく組織構造や中央・地方における指導部構成を温存したこと、さらに 1990 年代後半以降は、経済界、官僚、メディアなどから有能な人材を党中央員や国会議員などとして取り込むことで社会に対する統制を強化していることを論じる。以上を通じて、同党がイデオロギーよりもプラグマティズムを優先する、権威主義的な政党へ変容したことを指摘する。

「フィリピン ケソン市における住民自治の課題」

笠井賢紀（慶應義塾大学大学院）

発表要旨

フィリピンでは 1987 年憲法と 1991 年地方自治法を中心として、地方自治体による自律性の高い地方自治（団体自治）、そして同時に非政府組織の自治への参加（住民自治）が奨励されている。

地方自治の意思決定への住民関与は代議制を補完する役割を担う。とりわけ法に定められた開発評議会は、自治体の中長期および年間の開発計画を策定する重要な役割を担う。構成員の 4 分の 1 以上が住民組織の代表でなければならないと定められており、住民自治の有効な手段となりうる。

本報告では市レベルの自治体としてはいち早く開発評議会を設置した、フィリピン最大の人口を抱える首都圏ケソン市を事例として採りあげ、開発評議会の実態調査から住民自治の課題を明らかにしようとするものである。

ケソン市の事例において、この制度には重要な問題が見られる。第一に住民組織の代表は認証された組織から選ばれるが、認証制度が住民組織に浸透していない。第二に住民組織の代表選出過程に票の操作などの問題がある。第三に開発評議会が機能を果たしていない。本報告ではこれらの問題点を、市役所の関連部署からの収集資料、市役所職員・非政府組織メンバーからの聞き取り調査などをもとに具体的に示す。

多くの問題を抱えながらも、なお法に定められた行政側の用意する住民自治の仕組みとして開発評議会には可能性が見いだせるが、それを補完するものとして住民側の用意する住民自治の仕組みがあるとよい。本報告ではその事例として、ケソン市と非政府組織が提携して行っている、バランガイ（市の下位行政区分）における参加型行政事業（BDP-PLA、参加型学習と行動を通じたバランガイ開発計画）を採りあげる。この事業は市と住民組織が協働を試みる事例として注目に値するが、事後評価の不在などの課題が残る。

討議の場として住民自治があるためには、制度設計の見直しと、協働主体である地方自治体と住民がどのような住民自治を求めているかの確認という根本的な対策が必要である。



「ベトナム南北分断と南ベトナムにおける革命運動（1954-60）」

福田忠弘（鹿児島県立短期大学）

発表要旨

本発表では、第 5 回東南アジア史学会賞受賞作品、『ベトナム北緯 17 度線の断層：南北分断と南ベトナムにおける革命運動（1954-60）』（成文堂、2006 年）の内容を中心に紹介する。同時に、最近のベトナムにおけるベトナム戦争（抗米救国戦争）評価に関する新しい動きについても言及したい。

拙著では、ベトナムで公開された新資料（『党文献全集』や南ベトナムで活動していた諸機関についての資料）を用いて、特に以下の 4 点についての分析を行った。

(1) 1954 年 4 月から 7 月まで開催されたジュネーブ会議において、ベトナム労働党が、革命勢力の影響が強い地域を保持するために、ベトナムを 4 つに分断することを想定し、中ソ両国の外交担当者と交渉を行っていたことを提示した。

(2) ジュネーブ協定によって規定された 1956 年 7 月の統一選挙の期日が経過した後、ベトナム労働党による南ベトナムの情勢分析と、南ベトナムにおける実際の状況の間の乖離が大きくなっていった。従来 1956 年 6 月の政治局決議が、南ベトナムでの自衛闘争開始の決定であったとされているが、実際にはそれほど重要な意味を持たなかったという仮説を提示した。1957 年初頭には、ベトナム労働党が南ベトナムの実状を的確に把握していなかった可能性があることを、新たに公開された資料を用いて検討した。

(3) ジュネーブ会議以後の南ベトナムにおける革命勢力がどのような戦略をもっていたのか。特に当時南ベトナムで革命運動の指導にあっていたレ・ズアン（1960 年からベトナム労働党第 1 書記、引き続き 1976 年からベトナム共産党書記長を務めた重要人物）の役割を考察した。レ・ズアンは、1954 年から 57 年まで南ベトナムに滞在し、「南ベトナム革命路線」という文書を作成した。従来ベトナム以外では、「南ベトナム革命路線」の原文を入手し、分析した研究はほとんどない。この文書によって、南ベトナムでの政権を奪取するという革命路線が提示されたこと、南ベトナム解放民族戦線を設立するというアイデアが生まれたことを明らかにした。

(4) アメリカが介入する原因ともなった 1959 年以降の南ベトナムにおける同時蜂起については、通説では、第 15 回中央委員会議での決定（15 号決議）がもとになって民衆蜂起が起きたとされている。しかし、新資料を分析することによって、15 号決議が民衆の同時蜂起を指示した決議ではなかったと解釈する余地が出てきた。そうした新しい解釈を検証する一方で、民衆の同時蜂起はベトナム労働党中央から指示されたものではなく、南ベトナムのより現場に近いレベルで決定された可能性を検討した。

### 趣旨説明

近年、少子高齢化が、東南アジアを含む広義の東アジア諸国に共通の問題であるという認識が高まっている。(広義の)東アジア諸国はおしなべて所得水準の低い段階で出生率の急速な低下と高齢化の加速という状況に直面するが、財政的な制約から国家による統一的な社会保障制度の構築と維持には限界があり、したがって国家と家族のあいだに位置する地域社会における自立的システムの形成に着目せざるを得ない、すなわち大きな福祉国家を経ることなく福祉社会に入るといった点が議論の出発点となっているようである。しかし、こうした先行研究は、中国、韓国、台湾などの(狭義の)東アジアを対象が限定されており、東南アジアのそれについての「具体的な」研究はまだ少ないのが現状である。

こうした巨視的な視点を考慮に入れつつ、東南アジアの高齢者支援・扶養における国家、地域社会、家族のあいだの機能分担について、その地域的多様性と動態を描き出すという作業が現在求められているといえよう。3つの階梯の相対的比重という点からすれば、東南アジアにおける国家の役割は、狭義の東アジアよりさらに縮小する。2000年代に入って国家の再分配機能を重視する「ミニ福祉国家」への志向を見せたタイですら、それは医療保障の分野に限定される。したがって現状では、東南アジアにおける高齢者支援・扶養の議論は、低下しつつあるとはいえやはり家族の機能から出発すべきであり、それを地域社会と国家がどう補っていくかが次に問われるという筋道になろう。具体的な分析レベルでいうなら、高齢者の扶養を、予防(健康増進)、治療、福祉(介護)、さらには所得保障等に領域化しつつ、固有の資源賦存状況の下で、3つの階梯がいかに機能分担していくかを見極めていく、という作業が必要になってこよう。

以上のような基本認識に立って、まず野村報告では、東南アジアにおける都市化・高齢化・少子化の進展度を概観したうえで、これを社会保障および経済成長との関わりにおいて論じる。河森報告は、タイにおける国家による「医療の社会化」の限界と、コミュニティ・レベルにおける予防と福祉(介護)の社会化の可能性および問題点を考察する。馬場報告は、北タイ・ナーン県における伝統的コミュニティの弛緩と、国家の福祉政策と文化政策の浸透によるコミュニティ再編という状況のもとで、高齢者自身が新たな生きがいを獲得していくプロセスを描く。宮原報告は、フィリピン・セブの中国系女性の婚姻を事例に、中国系家族における老いの一側面を描く。

さらに、自然や宗教とのつながりを持ったケアを、東南アジアの側から問題提起できればと考えている。

「東南アジアにおける少子化・高齢化問題」

野村茂治 (大阪大学)

発表要旨

今や、高齢化・少子化の問題は世界的な問題である。国連の人口予測によると 2050 年の人口が 2005 年の人口より少ない国が 49 カ国あるとされている。さらに 65 カ国が人口置換水準 2.1 を下回り、今後世界の約半分の国が、人口減少に直面することになる。アジア諸国においても、大都市を中心に急激な高齢化が進んでいる。2050 年までの 65 歳以上の割合における上昇幅は、韓国・シンガポールのほうが日本より大きい。人口（労働）移動も活発であり、アジア各国からアジアの他の国々へ、さらにアジアからヨーロッパへの労働移動も盛んであり、労働者確保の競争が激化してきている。この背後には、世界経済のグローバル化と少子化・高齢化による労働者不足がある。

また経済発展が進む過程において人口が都市に集中している。このような移動の高揚、都市化の増大は、これまでの伝統的な慣習・考え方を大きく変え、人々の健康面・生活面に多大な影響をもたらしている。移動の高まりは移動しやすいように非婚・少子化の一因にもなっていると考えられる。都市化に関しては、都市への移住の経済的インセンティブが大きいと思われる。しかし一方で都市化は、社会にコスト（外部不経済）をもたらしている。

都市化が進むと、老親と若夫婦世帯との同居が難しくなり、老親の世話あるいは若夫婦の子供の世話を誰がするかという問題が生じてくる。また経済が発展し個人主義が蔓延してくると、若者世代に世代間扶養の精神（親孝行）で高齢者の年金（世話）を負担する気概が希薄化している。また家族形態や家族の役割も変容してきている。これまで女性が主に家族を支えてきたが、女性も社会進出するようになり、女性のライフスタイルも変化してきている。ここに高齢者の生活をどのように保障するかという社会保障の問題が関わってくる。さらにアジアの国々はまだ発展途上にある国がほとんどであるが、経済発展との関連で言うと、高齢化社会においては貯蓄率の減少によって投資が低下して資本蓄積・経済成長にマイナスの効果が想定される。しかし一方で、労働者不足を資本蓄積で補う動きから、投資が増える要素もある。少子化・高齢化社会において経済発展を達成するには、労働不足を如何に生産性の上昇で補うか、したがって高付加価値の分野（産業）をいかに育成するかにかかっていると考えられる。

本報告では、東南アジアの国々における都市化・高齢化・少子化の現状を概観して、東南アジア諸国における都市化・高齢化・少子化問題の特徴と、社会保障と経済成長という観点からその移動コストを如何に和らげたらいいかを中心に報告したい。

報告の目次

1. 始めに
2. 東南アジア諸国における人々の移動・少子化・高齢化の現状
3. 人々の移動の高まりと社会の変化
4. 移動の高まりと少子化・高齢化対策

「いわゆる 30 パーツ医療制度における高齢者医療・福祉の位置付けと課題」

河森正人 (大阪大学)

発表要旨

いわゆる 30 パーツ医療制度 (UC) の「人頭割予算 (capitation)」は、医療を受ける「個人の権利」と、健康を増進する「集団 (コミュニティ) の責務」という二つの論理をそのなかに埋め込んでいる。タイ人には耳慣れない「サーン・スーム・スッカパーブ (health promotion)」と、予算局による人頭割予算の伸びの抑制は、コインの表裏として導入当初の 30 パーツ医療制度を特徴付けた。しかし、「個人の権利」の行使の増加 (少なくとも短期的な) には抗しきれず、制度の結果として、そのツケ (つまり赤字) は国家ではなく医療機関に回った。2006 年 9 月のクーデタ後、国家は、人頭割予算の大幅引き上げというかたちで増え続ける「個人の権利」の行使を追認したが、新政権になって修正を余儀なくされつつある。結局、長期的にみて、ツケは自治体の co-payment やコストの安いヘルス・プロモーションで解消していく、つまりコミュニティの負担ないし責務の強調という方向に行き着かざるを得ないと考えられる。こうした大状況を踏まえ、高齢者医療・福祉の位置付けと課題を検討する。

まず、医療機関内治療サービスについては、UC 導入当初からの人頭割予算 (「外来サービス (OP)」、「入院サービス (IP)」) における各県人口の年齢構成 (高齢者の比重) の反映に加えて、「生活習慣病・高額医療管理プログラム (Disease Management Program)」の導入 (2005 年) が、「予防的サービス (PP)」のなかの「医療機関内予防的サービス (PP Facility)」については、「高齢者健康増進・疾病予防プログラム」や「脳血管障害早期治療システム開発プログラム」の導入 (2008 年) が順次進められ、徐々に高齢者対策にシフトしてきている。

次に、コミュニティ内サービス (予防・健康増進、リハビリ・介護) であるが、UC の制度では、国民健康保障事務局 (NHSO)、自治体、住民の「マッチング・ファンド」方式による「タムボン健康基金」を 2006 年から順次導入している。ただし、そのサービス供給体制について、NHSO は上から型にはめる政策的意図はなく、むしろ地域社会のニーズに応じた自発的な展開を奨励しており、これを「ナワッタガム (改良) 運動」と称している。その多様な事例群を相互比較し、高齢社会に向けた伝統的共同体の再構築のプロセスを描き出すことが今後の課題となろう。報告では、ヤソートーン県パーティウ郡タムボン・シーターンやサムットソククラム県ムアン郡タムボン・ターイハートなどの先進的事例を紹介する。UC におけるコミュニティ内サービス (予防・健康増進、リハビリ・介護) の供給については、①財政的資源としての「タムボン健康基金」、②人的資源としての「保健ボランティア」、③コーディネーターないしアドボケートとしての「保健所」という三者体制が想定されていると考えられる。

UC における高齢者向けサービスについては、このような制度設計になっているが、実施にあたっては様々な障害が存在している。ラーチャブリー県ポーターラム郡タムボン・タムセーンの保健所ほかでの聞き取りによれば、コミュニティ病院から下りてくる「コミュニティ内予防的サービス (PP community) 予算」の配分が遅延傾向にある。コミュニティ病院の外来サービス支出の増加 (持ち出し) の煽りであろうと考えられる。UC 全体でみても、2007 年以降の人頭割予算の大幅引き上げは、「外来サービス (OP)」と「入院サービス (IP)」予算項目の急増によるものである。したがって、「予防が治療に先行する(サーン・ナム・ソム)」という UC の理念はいまのところ効果を挙げていないばかりか、「治療」が、コミュニティ内「予防」の呼び水となるはずの「コミュニティ内予防的サービス (PP community) 予算」を圧迫するという構造的矛盾を内包しているといえる。

「コンタオコンケー（老人）」から「プー・スーン・アーユ（高齢者）」へ  
— タイ北部ナーン県における高齢者の活動

馬場雄司（京都文教大学）

発表要旨

タイでは、老人をコンタオ・コンケー（Khon Tao Khon Kae）と呼んできた。この用語は、伝統的知識を持つ者というニュアンスを含んでいる。しかしながら、1982 年の World Assembly on Aging 以後、60 歳以上の者を指す公的用語として、プー・スーン・アーユ（Phu Sung Ayu）が用いられるようになった。プーは者、スーンは高い、アーユは齢を意味し、文字通り「高齢者」を意味する。これ以後、政府は、この「プー・スーン・アーユ」とカテゴライズされた人に対して、医療・福祉サービスを行うようになった。1989 年には、全国高齢者協議会が設立され、県ごとに支部をもち、郡、区、村の各行政レベルの高齢者クラブ（チョムロム・プー・スーン・アーユ）を統括するとされている。

1980 年代後半以降、タイは急速に経済成長をとげたが、地域の知恵の見直しも全国的に叫ばれるようになった。1990 年代になると、民主化政策の進展により、文化政策においても地方分権がみられるようになり、地域の知恵が国民文化の重要な部分と考えられるようになる。そして、伝統的コミュニティの崩壊による伝統の継承機能の喪失が叫ばれ、政府は、老人の役割の見直しを考えるようになった。

本発表で扱う北タイ、ナーン県ターワンパー郡のタイ・ルー村落においても、1990 年代、コミュニティおよび家族の崩壊が叫ばれ、老人の役割も変化している。このことは、3 年に 1 度行われてきた守護霊祭祀における老人の役割にもあらわれている。1990 年代前半、守護霊祭祀は、地域開発や観光と結びついて肥大化し、伝統的な老人の役割は衰退していった。1990 年代後半になると、保健センターの指導をきっかけに成立した「高齢者健康増進グループ」が神前でエアロビクスを行うなど、「プー・スーン・アーユ」の名を冠した新たなグループが守護霊祭祀の中に登場した。このことは、守護霊祭祀における「コンタオ・コンケー」の役割が「プー・スーン・アーユ」の役割に再編されたことを表わしているように思われる。

守護霊祭祀の変化における老人の役割の変化の背景には、平均寿命の伸張、子どもの数の減少などによる生活の中での老人の役割の変化があり、新たな生きがいを求める人々も増加した。このことはまた、近年の一村一品運動の中での老人の役割、2004 年から 3 年間にわたって行われた「家族の力強化計画」の課題の一つでもある「老人から若者への伝統の継承」の中にもみられる。ここには国家の福祉政策と文化政策の影響が強くみられるが、しかし、同時に、老人たち自身の工夫によって自らの活動領域を切り開こうとする動きがみられる。

「未婚を生きる女性」

宮原 暁 (大阪大学)

発表要旨

セブの中国系住民を調査していて気づくことの一つに、年輩の独身女性が目立って多いことがあげられる。こうした独身女性は、「両親に従順」であるといった結婚前の女性の理想像を体現し、生涯独身を貫くことで中国系住民の社会関係の周縁に位置づけられる。他地域の場合と同様に、セブの中国系住民の女性の社会的地位は、結婚後、婚家においていかに子孫を得るか(子供の数と家庭での教育のあり方)にかなりの部分左右される。このためチャイニーズの女性たちが未婚のまま年齢を重ねることは、社会のなかで存在基盤を欠いていることを意味する。

本報告では、女性の位置づけを、主として商業社会における「家」との関連で概観した後に、セブにおいて多くの未婚女性が生み出される背景について考察する。そのうえで中国系の女性にとってのもう一つの老後の生き方である寡婦の場合と対比させることで、女性と「家」の関係について老いの問題と絡めつつ論じてみたい。

セブの中国系住民の間に多くの年老いた未婚女性が生みだされる直接の原因は、娘の結婚に対する上位世代の過度の干渉にある。中国系とフィリピン系の通婚など、いくつかの「好ましくない」とされる結婚を回避するために、両親は結婚適齢期にある娘を過度に監視するが、それは中国系の男性、とりわけあまり裕福ではない男性をフィリピン人女性との結婚に向かわせ、結果的に多数の中国系の未婚女性を生み出す。

未婚の女性たちは、生家における家長の権威に従順であり続けるという意味で理想の娘像を体現していると言える。しかしながら、同時にこれらの独身女性たちは、生家と婚家においても、父系的系譜の継承に関与し得ないことで、チャイニーズの人間関係の周縁部に追いやられる。未婚の女性たちは、両親が健在であるときには両親と住居をともにするものの、両親亡き後、彼女たち自身の住居を持つことはなく、男性の兄弟の住居を転々としたり、仏教寺院のなかに住み込んだりする。未婚の女性は、両親に従順であるというチャイニーズの理念を体現したがために、婚家における父系的系譜の継承から排除されるのである。

こうした未婚女性のあり方は、中国系の寡婦とは対照的である。セブの中国系の寡婦たちは、父系出自集団や祖先祭祀に対して創造性と破壊性の両面を備えながら、夫亡き後の〈家〉の分裂を回避し、父系的系譜に求心力をもたらす。チャイニーズの女性は、寡婦となることで婚家に求心力を与え、大規模な〈家〉の組織化に寄与する。同時に寡婦は、系譜関係に外在する存在として、〈家〉や祖先祭祀に破壊的に振舞う。未婚女性が父系的系譜関係と結婚の葛藤を露呈させるのに対して、寡婦は両者の間の均衡点を示しているのである。

セブにおける中国系の女性の「老い」は、年配の未婚女性の場合、父親亡き後、父系的系譜が喪失されるなかにあり、寡婦の場合、夫亡き後、父系的系譜に求心力をもたらすなかにある。

## 趣旨説明

見市建（岩手県立大学）

### 趣旨

1970 年代末以降、国境や地域を越えたイスラーム復興現象が起こり、東南アジアもその一部を形成していることは周知の事実である。近年のいわゆるグローバル化によってイスラーム復興現象はますます拡大、深化しつつある。しかしながら 2001 年の 9. 11 事件、さらには翌年のバリ島テロ事件の発生、ミンダナオやタイ南部の分離独立運動などによって、イスラームの政治的暴力の側面が過度に注目されることになった。他方で、イスラーム金融やハラール食品の市場、メディアにおける宗教的コンテンツは急速に拡大し、中東へあるいは東南アジア域内における留学はますますさかんになるなど、日常生活においてもイスラームのグローバル化の波は確実に多様化・深化しつつある。

本パネルでは、イスラームとマーケット（市場）との関係に注目することによって、イスラーム復興の実態を明らかにする。宗教的な関心の高まりに並行して、イスラームがいかに商品化され、あるいは留学と労働がいかに結びついているか、その個別の事例や制度を詳細に検討する。

「グローバル・ハラール・マーケットへの挑戦  
— マレーシアにおけるイスラーム的政治経済学」

川端隆史 (外務省) \*

発表要旨

マレーシアは、ムスリムが全人口の約 60%を占める。マレーシア憲法は、イスラームを「公式の宗教」と規定し、最大民族を形成するマレー人の要件としてムスリムであることを挙げている。こうしたイスラームの位置づけから、歴代政権は正統性の根拠の一つとして、諸政策にイスラームの価値観を反映していくということが主要な課題であった。

1970 年代に入ると、「イスラーム的」な価値観を様々な場面に反映させようとするダクワ運動が高揚し、イスラームをめぐる言説が重要性を増した。特にマハティール政権 (1981-2003) 以降、政府は、開発政策において積極的にイスラーム的な価値観を反映し、高い経済パフォーマンスを実現することによってイスラーム化の真の担い手であることを示してきた。このことは、内政面でも国際関係においても、イスラーム世界は経済的に立ち後れているというステレオタイプなイメージに対抗する必要性があったという背景がある。本発表で中心的に取り上げるハラール・ハブ戦略もその一つとして捉えることができる。

ハラールとは、イスラーム法上は「合法」を意味し、ムスリムにとって日常の行動を律する極めて重要な概念であり、ハラール食品などの言葉に代表される。マレーシア政府は、1960 年頃から、ハラール性を公的に担保するための諸制度を整備してきている。マハティール政権では、第 2 次工業化マスタープラン (1996-2005) と第 3 次農業計画 (3NAP, 1998-2010) において国際的なハラール食品産業で中心的な存在となることを目指し、「ハラール・フード・ハブ」という言葉を使用した。2003 年に発足したアブドゥラ政権は、マハティール路線を基本的に継承しつつ、イスラーム・ハッドハリ政策 (「文明としてのイスラーム」) を中心的政策の一つに据え、ハラール産業について、マハティール政権よりも踏み込んだ政策を展開している。アブドゥラ政権は、第 3 次工業化マスタープラン (2006-2020) のなかで、サービス産業など非食品産業も含めたハラール市場においてマレーシアが国際的な地位を確立することを目標とした「ハラール・ハブ」を提唱した。

ハラール・ハブ戦略は、約 16 億人のムスリム人口に基づいて年間約 2 兆ドル規模と推定されるグローバル・ハラール・マーケットを背景に、「小国」マレーシアがグローバリゼーションのなかでのニッチとしての地位を確立することを狙いとしている。こうしたハラール・ハブ戦略を通じたマレーシアに対する国際的な認知は、内政にも反映され、政権が「イスラーム的」な正統性を維持する上でも重要な要素の一つとなる。

本発表では、ハラール・ハブ戦略の発展について政府公文書や首相スピーチの言説から読み解き、そこから敷衍して、政府・与党が経済政策において「イスラーム的」な正統性を追求することの政治的意味を論究する。その上で、最大の政治的課題である民族問題の視点からの分析も加味し、マレーシアにおけるイスラームに対する一つの視座を提供する。

---

\* 本発表の内容は、私的な研究成果に基づくものであり、発表者が所属する外務省および関連団体の見解をいかなる形でも代表するものではないことをあらかじめお断りしておく。



「マレーシアのイスラーム金融市場 — 金融のイスラーム化の歴史と現状」

福島康博（桜美林大学国際学研究所  
非常勤研究員）

発表要旨

マレーシアのイスラーム金融は、1970 年代から 80 年代にかけての同国やイスラーム諸国におけるイスラーム復興の機運を受け、1983 年にマハティール政権下において誕生した。当初は、イスラームに準拠した銀行業を営むイスラーム銀行が中心であったが、後に保険（タカフル）や債券（スクーク債）、その他の金融商品・サービスに対してもイスラーム法であるシャリーアが適応されるようになり、こうした商品・サービスを行うイスラーム金融業者が増加し、イスラーム金融市場が形成されるに至った。

イスラームに準拠することは、シャリーア・コンプライアンス（Shariah Compliance）と呼ばれ、これは金融商品・サービスのみならず、イスラーム金融業者やその利用者、あるいは市場のルールである法令・会計制度やそれを監督する規制当局にも遵守が求められている。イスラーム銀行においては、ムダーラバ（Mudharabah）やムラーハバ（Murabahah）といったシャリーアに則った金融商品を提供し、イスラームで売買や飲食が禁じられているアルコールの製造・販売業者や養豚業者には融資を行わず、預金者にはいわゆる利子を提供しない。また、イスラーム銀行を対象とする法律（Islamic Banking Act）や会計基準（Financial Reporting Standards i-1）では、シャリーアへの準拠が謳われ、そうすることがイスラーム銀行業者としてのライセンス取得の要件となっている。そして、中央銀行（Bank Negara Malaysia）は、シャリーア助言委員会（The Shariah Advisory Council）を設置し、イスラームの視点から市場を監督している。

本報告は、イスラームの商品化やこれに伴ってマーケットが成立している事例としてマレーシアのイスラーム金融市場を取り上げ、その現状と歴史を明らかにすることを目的とする。そのためにまず、マレーシアでイスラーム金融が誕生する 1980 年代前後のマレーシアとイスラーム諸国のイスラームをめぐる状況を概観し、その後マレーシアにおけるイスラーム金融の変遷を明らかにする。次に現状として、イスラーム金融市場の規模やイスラーム金融商品を概略した上で、イスラーム金融の中心であるイスラーム銀行の与受信業務を通じて、イスラーム金融がマレーシア社会にどのような影響を与えているかを考察する。

「資源としてのイスラーム — フィリピン・マラナオ社会における中東留学」

辰巳頼子 (清泉女子大学)

発表要旨

フィリピン・ムスリムの一集団であるマラナオ社会の現代とは、周辺として国民国家に抱合される過程であったと同様に、中東を中心とするようなイスラーム世界に参加し、その周辺と定義される過程でもあった。人々はこれらの周辺化を全面的に受容するのではなく、分離独立運動やテロといったより明示的なかたちで反応し、より一般的には、二重の周縁的立場を受け入れながら、交渉し、中心を再び定義しなおす試みを繰り返している。本報告ではその一例として、現代のエジプトへのマラナオ留學生の生活を取りあげる。

マラナオのエジプト留学が可能になったのは、宗教的マイノリティであるフィリピン・ムスリムの状況へ、ムスリム諸国の指導者の関心が寄せられるようになった 1950 年代以降である。留学経験者の大多数は、帰郷後にイスラーム学校マドラサの教師になり、カリ (*kali*) やグロ (*guro*) などと呼ばれるマレー語テキストを用いていた伝統的イスラーム知識人と差異化され、アリムまたはアリマ *alim* (複数形はウラマー *ulama*) と呼ばれ、マレー語を介さないイスラーム教育をすすめた。アリム、アリマにとってのエジプトとは、正しい知識の源泉であり中心であるとされる。

では、その中心カイロでアリムまたはアリマになるべく学ぶマラナオ留學生は、故地の規範とイスラームの規範、フィリピン人であることとムスリムであることを、どのように体験するのだろうか。留学先における参与観察および帰国後の留學生コミュニティでの参与観察およびインタビューから、留學生の間で共有されているインフォーマルな語りや、留学先での彼らの関心事についてまとめる。そこからは、エジプト人のみならずフィリピン人キリスト教徒と出会い、さらには中東の労働市場にも参加しながら、故地の文化とイスラーム規範を交渉し、社会的地位と成功を手に入れようとするさまがあきらかになる。彼らの体験からは、イスラームが彼らにとっての資源となり、グローバルな移動のなかで周縁性を再定義することを可能にしていると考えられる。

問題提起

桃木至朗 (大阪大学)

要旨

本学会に新設された教育・社会連携担当理事の「初仕事」として、本パネルを企画した。高校教育の現場では、地歴・公民のどの科目でも教える内容が急速に改革されているのだが、東アジア諸国間の軋轢や大学入試の保守性もあって、かえって混乱が深まっている。「複雑で覚えにくい」東南アジアに関する教育を充実させるこれまでの努力も、そのはざままで吹き飛びかねない。大学・学界側の強い問題意識と、大学教養教育・専門教育を含めたトータルな改善が必要である。本パネルではまず、ベテランの高校教員に、各科目における東南アジアの教育の状況を、教科書の内容、現場の具体的な取り組み例の両面から語っていただき、教科教育法と専門の地域研究の両方からのコメントを受けて、高校と大学の視点の「ズレ」を浮かび上がらせたい。最大の目標は、このパネルを単発で終わらせずに、双方が問題点を共有し、今後の連続的かつ具体的な取り組みにつなげることである。

報告 1 (世界史) 「本当は教えたくない東南アジア史」

印牧定彦 (大阪大学大学院生・  
京都市立堀川高等学校教諭)

発表要旨

扇情的なタイトルであるが、10 年前までの筆者にとって、また現在でも多くの高校教師にとっての本音と言っているのではないだろうか。何をどう教えてよいのかわからず、教科書に記述されていることを機械的に教え、「あんまり詳しくやることはない、入試に出たら運が悪いとあきらめろ。」などという扱いをしていたありさまで、軽く扱われていた点ではアフリカ史と双璧であったといえる。この原因はなんだろうか。「古代の国々と現在の国との間に連続性がない。」「外部世界の影響が強くあたかもその従属地域のように独自性がうまく説明できない。」「中世史は民族の移動や宗教の変革が複雑で理解しにくいから、元の攻撃や鄭和との関連だけいっておけばいい。」「近世以降は大航海時代以降のヨーロッパの活動の舞台として理解させる。」「近代以降は植民地化と民族運動という世界史の大きな流れの一部として扱う。」などというような高校教師が東南アジアの独自性をつかみにくい理由がすぐにいくつもあげられる。このような現状とこれを少しでも改善していく方法について若干の報告をしたい。

報告 2 (地理) 「マレーシア研修旅行事前学習の試み」

奥村英継 (京都府立北稜高等学校教諭)

発表要旨

昨年度からは 1 年生全学年がマレーシア研修旅行を取り組むこととなった。II 類文理系、英語系ではクアラルンプルでの学校訪問やホームステイ、I 類では学校訪問およびカンポン訪問 (村の生活体験) などを中心に取り組みが行われている。1 年生の現代社会で 4 時間の事前学習を実施した。1 時間目は地図への作業を行いながら、マレーシアの位置、日本からの距離や位置、だいたいの自然環境の様子、政治形態、宗教、生活習慣などの学習を行った。2 時間目はマレーシアの歴史、およびマレーシアの 3 大民族 (マレー人、華人、タミール人) の歴史、日本の軍事占領などの学習を行った。3 時間目はマレーシアの開発問題 (ルックイースト政策や外資導入政策) および森林開発とオイルパームのプランテーションの問題を学習した。4 時間目は、「ボルネオ象を救え」というビデオを鑑賞し、森林開発と環境問題について考えた。

報告 3 (公民科) 「高校公民科での東南アジアの位置づけ」

山本雅康 (奈良学園中学・高等学校教諭)

発表要旨

近年、高校公民科の履修状況が大きく変化しています。現在の学習指導要領になり、多くの高校で、4 単位から 2 単位に減らされた「現代社会」が必修化されました。そして、国公立大学がセンター試験で 5 教科 7 科目を課すようになり、「現代社会」が地歴・公民において最多の受験者を集めています (2007 年度、174,711 人)。

そのような変化のなかで、「現代社会」の教科書やセンター試験で、どのように東南アジアが取り上げられているのか。資料で提示できればと考えております。そして、公民科において、中国やベトナムが市場経済を導入し、東アジア経済圏が域内貿易で EU に迫っている「今」をどう教えていけばよいのか。地理教育でも同様だと思いますが、限られた授業時間では、中国に重点がおかれ、東南アジアの比重が低下しつつあるのではないかと。そのあたりを一つの論点にできればと思っております。

「生態史プロジェクト ― 目指したものと成し得たこと」

秋道智彌（総合地球環境学研究所）

発表要旨

総合地球環境学研究所における研究プロジェクト「アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945—2005」（代表：秋道智彌）は平成 19 年度 3 月末に終了した。中国雲南省、北タイ、ラオスにおいて多様な研究分野の研究者の参画をえて、当該地域の過去 60 年における人間集団と環境との相互作用環について調査研究を実施した。

本研究は、東南アジアのモンスーン地域における戦後期の研究としては、その参加者数と研究領域の幅においては最大規模のものであった。のみならず、中国雲南省の研究者 30 数名をはじめ、ラオス、タイ国の研究者の参加をえた国際研究として 5 年間実施した点で類例を見ない。しかし、研究の過程や成果がそれに即応して十分になされたかどうか、あるいはどのような点が成果となり、未だに残された問題はなんであるのかについて自己批判を含めて精査することが必要であるとの認識に立っている。

主要な調査はラオス全域において行われた。中国では中国人研究者による 32 サイトにおける民族誌的研究とともに、清朝期以降の碑文研究、雲南県史のデータベース作成（生態年代記）、北タイにおける民族誌研究を実施した。研究の手法と方法としては、森林農学、水産資源学、地理学、文化人類学、育種学、人類生態学、栄養学、歴史学、物質文化論など多岐に及んだ。最終的には博士論文取得者は残念ながら 10 名を超えることはなかったが、研究の促進と異分野交流を飛躍的に進めることが出来た。

研究を統合するものとして当該地域の国家、地域、環境をつなぐ生態史的な連関図を 81 に及ぶ特定の資源項目や事象に注目して作成し、この手法が他地域においても応用可能なアプローチであることを提案した。またそれぞれの事象間における連関関係は、時間的なズレをもって生起することが多々あり、そのことがもつ意味を精査することは今後とも重要であろう。また、連関図の因果関係において、変化を促進する要因と変化を抑制・遅滞させる要因を証明することは難しいことを問題提起としたい。本研究では、人間集団の健康や栄養に着目した分析を進め、地域の生態史研究のなかで位置付けた点は独創的であったかと考えている。従来 of 自然 - 文化二元論を破る試みであると位置付けたい。

第 2 次大戦後、急激な社会・経済変化とグローバル現象の影響は直截的、間接的、波状的と重層化して波及しており、国家政策の主要なレジーム・シフトは、一方的な政策浸透の過程としてだけみるのではなく、住民による新たな適応現象や協治の動き、あるいは村落基盤型の自治権的な運動としても積極的に評価すべきこと、その媒体となった政府役人による政策通達、NGOs や商人の役割などにも光を当てるべきことを提起したい。

本研究は終了したが、引き続きいくつかのプロジェクトのなかで継承される。それと同時に新たに「東南アジアの生態史研究会」を立ち上げ、まもなく始動する。研究成果についても、14 本の和・英・中を含む既刊単行本を契機としさらなる研究の展開を図りたい。

「東南アジア大陸山地部の生業の生態史」

河野泰之（京都大学）・富田晋介（東京大学）

発表要旨

メコン河中流域は、平原と山地からなる。この五〇〇年ほどの東南アジア世界の核をなしてきたのは、海と港であり、デルタであった。交易と商品米が政治と経済の原動力となって東南アジアの歴史は作られてきた。平原と山地も、もちろんこのような動きの末端に組み込まれてはいるが、そこにおける生業の特徴は自立性にある。遠隔地であり、大規模な農業適地をもたないために、自立的にならざるを得なかったという側面もあるが、雨緑樹林や照葉樹林の世界は自立的な生業システムを成り立たせう程度には十分豊かである。

自立的であるとは何を意味するのか。それは、主食であるコメを自給しているというだけではない。肉類や魚類、野菜や果樹、香辛料などの食料に加えて、衣や住、さらに薬など、生存に必要な不可欠なものを、それぞれの自然環境において生産、狩猟、採集することを意味する。そして、これらすべてを含んだ地域住民の活動を生業システムとして維持する社会的メカニズムを地域社会が構築していることを意味する。

これを生態史の観点から見ると、そこには、いわゆる近代技術を駆使した場合とはまったく異なる人と自然の関係が見えてくる。世界の食料需給に貢献したと評価されている「緑の革命」は、イネ栽培の観点から自然環境を特化させ、イネ品種のもつ高収量性を最大限引き出すことに技術的特性があった。具体的には、灌漑排水であり、化学肥料や農薬の施与である。この近代技術により、コメの生産性は飛躍的に増大したが、いっぽうで水田はコメ生産に特化し、その生物多様性は犠牲になった。

これに対して、自立的な生業システムでは、水田のみならず、畑でも、森林でも、水辺でも、そして集落においてさえ、それぞれの環境のもつ生物多様性を最大限活用して、生存に必要なさまざまなモノを栽培、飼育し、狩猟や採集の対象としている。人々が考えなければならないのは、多様なモノの総体としての生産性であって、単一作物の生産性の向上を追及しているのではない。

この自立的な生業システムの実態はどのようなものか、人口増加や戦争や社会主義化が、そして急速な市場経済の浸透と近代的な統治制度の導入にこの生業システムがどのように対応しているのかについて話題提供したい。

人と自然の相互作用が大きな変革点にさしかかっているとはいえ、人類はこれからも地球システムのもとで生きていかなければならない。そのためには、個々の地域社会がそれぞれの自然環境をより深く理解し、総体としての自然環境と調和ある相互作用を実現していく必要がある。東南アジア大陸山地部の自立的な生業システムは、そのカギを提供してくれるに違いない。

「ラオス北部における水牛と人の関わりの変容」

高井康弘 (大谷大学)

発表要旨

家畜を飼い、利用するのは人である。ラオス北部の水牛（アジアスイギュウ）のあり方は当地の人の生き方を映す。生態環境のなかで共に生きてきた水牛と人の関係が、1990 年代以降、急変する事例を示す。ウドムサイ県等での見聞に基づき、発表する。

**(1) 財 / 宴のご馳走 / 供犠家畜** 同地方では水牛は水田耕起や農産物運搬に使役する役畜であった。また大切な動産であった。水牛は物品との交換に使えた。また、子の入学などで要る多額のお金は、水牛を売って工面した。やがて息子が結婚すれば、親は披露宴の際、水牛を一頭つぶし、ラープ料理などにして客をもてなす。村びとの日常の動物性蛋白質源は水棲生物や昆虫だが、宴では家畜をおおいに食らう。宴の際、ご馳走を振舞うことで、ホストは村人との関係を表現確認する。最上のご馳走は水牛肉である。また、社会主義政権下に入る以前の同地方では、数か村からなるムアン（くに）のカミに水牛が供犠・供応されていた。水牛は豚や鶏とともに当地では人がカミと関わる儀礼に備えて飼うイケニエでもあった。水牛は人と他者（自然・人・カミ）の関係に多面的に関わってきた。

**(2) 生業複合 / 農業との相互利用関係 / 放し飼い** ラオス北部では水牛は基本的に放し飼いであった。水田をもつ村なら、乾季には刈跡圃場に放し、水田耕起で使役し、田植え後は、焼畑後休憩して 1、2 年の若い林野のうち水場に近い地点に水牛の群れを移した。焼畑のみの村では年中若い林野に水牛を放していた。この地方の人びとの大半は農耕民だが、その暮らしは、採集や狩猟や漁撈や家畜飼育など他の複数の生業も並行することで成り立ち、それぞれの生業は相互につながっていた。水田稲作と焼畑耕作の収穫後の地は放置することで、水牛の放し飼い適地になった。水牛が雑草を食むことが「除草」になるし、飼料調達の労働を軽減する。村には林野に水牛を共に放すグループがいくつかあり、メンバーは輪番で世話しに行くが、その行き帰りに、彼らは採集や漁撈もこなせた。放し飼いには、たしかに疫病や怪我による死などの不安定要因が付きまとう。しかし、人口密度の低さ、豊富な適地の存在、近隣との良好な関係といった条件下での彼らの従来の暮らしにおいては、それはもっとも適合的な飼育方法であった。

**(3) 水牛の大量売却** しかし、2000 年代中頃以降、村々の水牛頭数は急減する。背景には放し飼い適地の縮小がある。中国等の市場向けの換金作物の乾季圃場や山腹での栽培やパラゴムノキ植林の普及などがこれに関連する。また、政府の森林保護政策に基づく保護森林の設定と焼畑の禁止も影響している。土地利用が変わり、飼い主は農地近くに水牛を放すようになる。そのために農作物への食害が頻発し、やがて交通の便の良い山腹部では、換金作物や商用植林を優先し、放し飼いを禁止する行政措置が採られる。こうした状況のなか、農業や農外就労や就学で忙しくなった人びとは、常に見張りながら放したり、草を刈って舎飼いするよりも、全頭を売却して、飼育をやめることを選び始めたのである。

**(4) 水牛(肉)流通の活発化と移住者** 1990 年代以降、水牛(肉)流通が活発化している。仲買業や屠畜・食肉販売業に参入する人びとが増えている。街の生鮮市場には新鮮な水牛肉が並ぶ。近年、不便な遠隔地が過疎化する一方で、道路沿いや街への移住が進んでいるが、移住者には十分な農地がなく、乱獲や水質汚染で、おかつの水棲生物を採るのも困難である。彼らは肉の小片を購入するようになりつつある。食肉流通に参入する業者も多くはこうした移住者である。しかし、水牛(肉)流通の活況も 2005 年前後がピークで、その後、水牛は品薄になりつつある。当地の生態環境のなかで人びとに受け継がれてきた生き方の特徴とその変化について、水牛という窓口から考える。

「ラオス水田農民の健康・疾病プロフィール」

門司和彦・奥宮清人（総合地球環境学研究所）

発表要旨

今日の医学研究は疾病概念の普遍性に基づくアプローチが中心で、“疾病”は環境・文化・生活といったコンテキストから独立したものとして取扱われることが多い。それによって医学のユニバーサリティが保障され、“医学的に正しい診断・治療”が進められる。それに伴い地理医学という概念は昔のものとなっていった。近年の熱帯医学研究や国際保健医療協力も疾病概念の普遍性に基づき、地域の自然環境・社会環境・歴史・文化・ライフスタイルを副次的にしか扱っていない。しかし、疾病や健康は、人びとが暮らす自然環境、社会環境、文化、ライフスタイルに大きく関連している。それは、感染症についても非感染症についても言える。また、地域の医療水準、医療実践（これもその社会によって規定されるが、）によっても疾病の見方は大きく異なる。

地球研モンスーンアジアの生態史プロジェクト（秋道智彌研究代表、2003.4～2008.3）がスタートした時、我々の研究グループはラオスの素人がほとんどで、上記の視点を明確にもっていなかった。プロジェクトの当初に考えたことは、以下のようなことであった。

- 1) 5年間のプロジェクトなので、定点観測のシステム（DSS）を構築すること。
- 2) 村落調査を超えた集団を把握すること（出生率や死因別死亡率、年齢別死亡率が推定可能）。
- 3) 多くの研究者がそこで相互に影響を受けながら統合的研究を実施すること。
- 4) そのような仕組みによってラオス水田社会の人類生態学的転換の実像を把握すること。

5年の間に積み残したことも多かったが、熱帯モンスーンアジアでの生活と疾病の関連についての研究の手がかりをつかむことができた。以下に若干の事例を報告する。

**1) 体格が小さいこと：**ヒトの生物学上の特徴として二足歩行と頭脳の発達を取り上げられる。これは、人間を難産で極めて妊産婦死亡率が高い種とした。このため母親の体が小さいアジアには多くの妊娠中のフードタブーがある。動物性たんぱく質や豆類が食べられず、一見、現在栄養学からすれば非合理的に考えられるが、これは小さな子どもを産んで、母親も新生児も死亡リスクを下げるための戦略だった。ラオス・サワナケート県の調査地での学童の身長・体重はほぼ 100 年前の日本に近い。出産に関する医療のバックアップを確保しつつ、全体としての栄養状態・体格をあげていくことが公衆衛生学的には重要である。

**2) 川魚の生食とタイ肝吸虫感染：**2008 年 5 月に成人 200 名の瀉便（駆虫剤と下剤を投与して、便を集め、寄生虫の成体を回収する）を実施したところ 198 名から何らかの寄生虫が見つかった。タイ肝吸虫の感染は半数以上で確認された。タイ肝吸虫はコイ科の魚の生食によって感染する。寄生虫感染が子どもの成長を悪くし、大人の体格を小さくしている可能性がある。一方、長期のタイ肝吸虫感染は胆管癌（広義の肝癌の一種）のリスク要因である。成人まで生きる割合が増加しているのでタイ肝吸虫感染は今後さらに重要な健康問題となる。

**3) モチゴメと糖尿病：**モチゴメはうるち米よりも食後の血糖値をあげる。奥宮らの研究でラオスで糖尿病とその予備軍が多いことが明らかとなった。1990 年代に灌漑施設が完成し、乾季に水田稲作が可能となったことによってモチゴメの摂取量が増加した。一方、糖尿病は欧米人よりもアジア人が罹りやすい。特に胎児期や乳児期に栄養状態が悪い人間が成人して腹いっぱい食べられるようになると発生しやすいことが明らかとなり、調査地はこの例だといえる。

**4) タイ肝吸虫と糖尿病：**一方、糖尿病は肝臓の病気であるという説がある。肝臓の機能が悪いことが糖尿病の発生に関連する。その点、タイ肝吸虫の感染と糖尿病との関連を長期的に観察していれば興味ある知見が得られるかもしれない。

この他にも、森林減少とマラリアの衰退、都市化や人口密集・人の移動とデング熱、雨季の洪水と下痢症など、環境と生活と疾病・健康プロフィールの関係には興味ある研究テーマが多い。研究推進には、非医学的研究をしている人たちとの連携・協力が不可欠である。ぜひ、共同の研究をお願いしたい。



「ケシ／アヘンから描く地域生態史 — 中国・雲南省紅河県の事例研究」

兼重努 (滋賀医科大学)

発表要旨

本発表は県誌という中国語文献を利用したアジア熱帯モンスーン地域生態史の事例研究の一例である。県誌とは特定の県に関するさまざまな分野の情報をミクロなレベルで総合的に記した百科全書的な書籍である。現行県誌は中国のすべての県を対象に編纂されている。本発表では雲南省紅河県に注目し、その県誌（『紅河県誌』1991 年刊）の記述の中から、ケシ／アヘンに関連する記事を抽出し、それらをもとに地域生態史を描いてみたい。

アジア熱帯モンスーン地域の生態史を描く際、重要なトピックのひとつがケシ／アヘンである。(1) ケシは山地で栽培されることが多く、山地民の生活に大きな影響を与えてきた。(2) ケシ／アヘンの生産はこの地域を通る交易ルートならびに多民族を結びつける社会システムの存在なしには成り立たない。(3) ケシ／アヘンの生産地、流通経路は各国におけるケシ／アヘンに関する禁令の実施により変遷する。たとえばかつてケシの大産地であった中国・雲南省の場合、共産党政権の誕生により近隣諸国に先駆けて 1950 年代初頭からケシ／アヘンの生産、流通、利用（消費）の禁止、ならびに代替作物の導入が徹底して実行された。その結果、ケシ栽培とアヘン交易の中心地は雲南省からゴールデン・トライアングルへと移動した。その後、タイでは 1970 年からケシの代替作物の導入が始まり、ラオスでは 1971 年から反アヘン法が施行された。ミャンマーのワ連邦においても 2005 年中を目標として領内のアヘンの撲滅が宣言され、ゴールデン・トライアングル内でも変化が生じている。

ある国が領内でケシ／アヘン禁令を実行すると、領外のケシ栽培状況とアヘンの流通経路にも変化を与えることとなる。対象地域では、こうした変化が場（国）と時期をずらしながら数度にわたって生じた。雲南省を起点としてこの連鎖をひとつひとつ解きほぐすことによって、対象地域の生態史を空間と時間の双方から動的に描くことが可能となろう。

紅河県は清朝末期から 1950 年代までケシ産地のひとつであった。清朝期から民国期にかけて、県内の山地農民は市場の趨勢をみながら、茶とケシのいずれかを選択して栽培していた。中華人民共和国期に入ると、ケシ栽培はほぼ根絶され、当地で栽培されたことのない小麦がその代替作物として県内各地で導入され、県内の生態環境が大きく変化した。

紅河県は 1950 年代まではアヘン交易の中心地のひとつでもあり、多くの地元商人がそれに従事していた。清朝最末期広東商人が紅河の水運を利用して紅河県の迤薩<sup>イサ</sup>へアヘンの買い付けにやってきた。また、迤薩<sup>イサ</sup>は民国期初頭以降、国内（雲南省内）を対象とする「走烟幫<sup>ツォウイエンバン</sup>」、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイなど国外を対象とする「下壩子<sup>マバ</sup>」という二種類の「馬幫<sup>マバン</sup>」（ラバによるキャラバン）交易の中心地となった。紅河県商人は馬幫によって(1) 通海、昆明など雲南省内地、(2) ラオス、ベトナム、ミャンマーとの国境山地少数民族社会、(3) 東南アジア大陸部の壩子<sup>バズ</sup>空間という異なった生態環境との間にアヘンを中心とした交易関係を築いた。アヘン交易の興隆に伴い、紅河県と上記各地の間で、人、ラバ、モノの移動、知識・情報そして疾病の伝播が増加してきた。その結果、紅河県とその取引先各地の生態環境に大小様々な影響が及ぶこととなったが、1950 年代以降そうした構造が大きく変化した。